

# 家族、主治医等への連絡体制に関する指針

社会福祉法人神愛会は、介護老人福祉施設等事業の運営にあたり、緊急時の家族、主治医等との連携を図るため次の通り定める。

## 1. 主治医等の連携体制

- ① 利用者ごとに、家族・身元引受人、主治医またはかかりつけ医、ケアマネジャー等の氏名・連絡先等を記載し保管する。
- ② 介護職員による利用者の標準的観察項目は次の通りとし、異常が観察された場合は、直ちに家族・身元引受人、主治医等に連絡すると共に、協力病院への救急搬送等必要な手配を行う。

項目	連絡を必要とする状態
体温	35℃以下 または 37.5℃以上
呼吸	12～20回／分以外 嚥下障害 連続した喘鳴 呼吸困難（努力呼吸・肩呼吸・下顎呼吸・無呼吸）
血中酸素飽和度	SPO2 90%以下
血圧	最高血圧 160～90mmHg 以外 または 最低血圧 90mmHg 以上
脈拍	50～100回／分以外 または 不整時
顔色・手指色等	チアノーゼの出現
排尿・排便	多量の血尿・血便
その他	連続した嘔気 嘔吐 激痛 転倒 痙攣 吐血 創傷(出血が止まらない)

- ③ 施設長及び生活相談員は携帯電話を常時携帯し、24時間の連絡体制を確保する。

## 2. 医療機関との連携体制

愛の園の協力病院(歯科を含む)である社会保険紀南病院と連携し、必要に応じて健康上の管理、緊急時の対応等を行う。

## 3. 緊急時の医療に関する責任者

緊急時の医療に関する責任者は、看護主任とする。

## 4. この指針は2006年4月1日から施行する。